

## 今月のトピックス

### 国税庁、確定申告を控え、仮想通貨に関する所得計算を公表

早いもので、2017年も12月を迎えました。年末調整、確定申告と税務関係の手続きは慌ただしい時期に入りました。先日、「1ビットコインが一時200万円を超えた」こんなニュースが流れるなど、いわゆる仮想通貨は活況を呈しているようです。多くの人にはまだまだ遠い存在であろう仮想通貨は、家電量販店等でも支払方法として利用できる等その流通環境は続々と広がりを見せています。

#### ○仮想通貨とは

仮想通貨はインターネット上に存在しています。ネット上の操作によって流通したり管理されるお金のため、「バーチャルマネー」、または「バーチャル通貨」とも呼ばれます。

通貨とは、日本の「円」やアメリカの「ドル」のように特定の国や地域に流通している貨幣を指しますが、仮想通貨は硬貨や紙幣として発行されません。そのため、ネット環境がある場所なら、どこでも両替の必要なく使用することができます。

2017年中の個人所得税の確定申告を控えてか、国税庁は、12月1日に「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」という情報を公表しました。今回はその概要をお知らせします。

#### ○仮想通貨を使用することの所得区分

1. 事業所得等、事業や業務の遂行上の決済手段として仮想通貨を利用した場合の所得は、事業所得等に区分される。
2. 1以外の決済により生じた所得は雑所得に区分される。
3. 仮想通貨の取引で生計を立てる人のその売買に係る所得は事業所得。

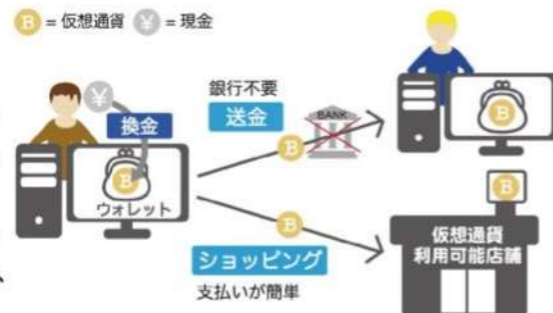
#### ○仮想通貨による取引の所得計算

1. 商品の購入  
例) 200万円で仮想通貨を4購入。  
ある時、155,000円の商品の購入に仮想通貨0.3を支払った。  
 $155,000円 - 200万 \div 4 \times 0.3 = 5,000円$  (所得金額)
2. 仮想通貨の売却  
例) 200万円で仮想通貨を4購入。ある時、仮想通貨0.2を110,000円で売却した。  
 $110,000円 - 200万 \div 4 \times 0.2 = 10,000円$  (所得金額)
3. 仮想通貨のマイニング(採掘)による取得  
例) コンピュータの余剰リソースを提供し、仮想通貨1をマイニングにより取得した。  
収入金額(仮想通貨の取得時の時価) - 必要経費(マイニングに要した費用) = 所得金額

\*マイニング…仮想通貨の情報の管理ために、有志でその情報処理等のためにリソースを提供する者に仮想通貨が新規発行されること。

経理の実務を想像すると、個人事業主が家電量販店でパソコンを購入したとして、それを仮想通貨で決済したという場合は、通常の経費の把握以外に、仮想通貨取引での事業付随収入(または損失)を把握するという業務が生じます。また、役員、従業員の立替経費の経理においても、仮想通貨での損益が発生している場合には、各人への雑所得としての課税についての助言が必要になるかもしれません。

「購入方法は現金ですか、カードですか、それとも仮想通貨ですか？」  
新しい年は、経理マンの新たな常識が形成される年になるかもしれません。  
仮想通貨関連の取引のご質問はHOPまでお問い合わせください。



## 社会保険労務士 井上の News にタックル!

### ◆◆人事評価のススメ◆◆

労働力人口の低下、採用難などを背景に、日本企業において、ヒト・モノ・カネのヒトに関する課題が顕著になっています。採用難による人材不足で、倒産という結果になる企業も増えていると聞きます。

ヒトに関する課題を解決する方法は、人材採用と、ヒトが辞めない仕組みを作ることの、両面でのアプローチが必要だと考えます。ヒトが辞めない仕組みを作ることの1つが、社員の実績や頑張りを正当に評価する仕組みの構築です。

そこで、社労士法人HOPとしては、「あしたのチーム」をオススメします。あしたのチームは、人事評価の分析、構築、導入、運用まで一貫して、サポートする企業です。

中小企業を中心に、あしたのチームの人事制度を導入することで、売上や利益、人材の定着など、顕著な成果を出される企業が多く誕生しています。

### 退職・転職経験者に聞く退職理由



12月20日(水)13:00~16:00、「人事評価制度7つの誤解を徹底解説!!あなたの会社は大丈夫!?人事評価の新常識セミナー」が開催されます。来年1月以降も開催予定です。

「社員の生産性を向上させたい」「採用力を向上させたい」「離職率を軽減させたい」「管理職を育成したい」という企業様は、セミナーにご招待しますので、社労士法人HOPまでご連絡ください。

はたらく人のワクワクを創造する。  
**あしたのチーム**

## 人形町の餅つき 高橋大輔

12月3日(日)、人形町の暮れの風物詩である餅つき大会が今年も盛大に行われました。

毎年12月の第1日曜日に行われるこの大会は、5月のお神輿と並び、人形町周辺の15町会が一同に会する一大イベントです。

古来より、お餅には神様からの魂が宿り、生命力が与えられるとされています。お正月にお供えする鏡餅も、年神様より授かる新年の魂を象徴しています。

HOPが加盟する人形町二丁目一之部町会でも、計15回、のべ300人分のお餅を作りました。

来場者にはつきたてのお餅と温かいうどんが振る舞われ、大人から子供まで楽しめるイベントとなりました。

下町ならではの活気と人情に触れあえた一日でした。



↑力強く餅をつく 栗原税理士

町会の一員として→頑張りました!

## Staff Column 小園 綾

11月30日に鈴木さんの送別会が行われ、「鈴木淳史の今夜も眠れない」というタイトルで盛り上がり、温かい会となりました。鈴木さんはサポートスタッフの私達の誕生日に毎年プレゼントをくださったり、困っていたら声をかけてくださったりするマメな方、またHOPのムードメーカー的存在の愛されキャラでしたので正直寂しくなりますが、新しい職場でもぜひがんばってもらいたいと思います。

さて、HOPでも毎年恒例のクリスマスツリーがミーティングガーデンにお目見えしました。今月はHOPと相模原協会合同忘年会もあります。この忘年会はおいしいお料理をいただきながら、選出された幹事4名が構成を考えゲームやクイズ大会をして大いに盛り上がります。今年も今から楽しみです!

インフルエンザの流行る時期となりました。学級閉鎖など既に出ていると聞きます。年末年始何かと多忙かと思いますが、ご自愛ください。



## 税理士 小川実魂のコラム

早いもので2017年も残り少なくなりました。皆様にとりましては、どのような一年だったでしょうか?

さて、2018年を迎えるにあたって、皆様にピックアップニュースがあります。3月20日「超特別HOPの輪」を開催します。

講師は、アチーブメント株式会社代表青木仁志社長です。アチーブメント株式会社は、「上質の追求」を企業理念に、営業教育と人間関係教育に独自の強みを持つ人材教育コンサルティング会社です。プロセールスマンやプロマネージャー、プロの職業人、起業家を対象にした戦略的目標達成プログラム『頂点への道』講座は、開講以来、26年間で3万3千名以上に受講され、各界で大きな成果を挙げています。

今回は、HOPのために特別にお話しいただきますので、ぜひ、ご参加ください。

参加ご希望の方は、HOPまでお気軽にお問い合わせください。よろしくお願いたします。